

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の配布等について、以下のとおりお知らせします。

事 務 連 絡
令和8年7月27日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部を含む。）
を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の配布等について

この度、別添のとおり、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として作成された副読本「B型肝炎 いのちの教育」等について、学校の教員への周知を図る観点から、厚生労働省より今年度も中学校3年生を担当する教員の皆様と各教育委員会に送付されます。

貴課におかれては、このこと及び下記を御了知いただくとともに、次頁に掲げる表のとおり周知をお願いします。なお、学校に対する周知の方法については、学校における働き方改革の観点から、例えば、他の案件とまとめて周知する等、御担当において各学校の状況等を踏まえて御判断いただくようお願いします。

記

1. 副読本「B型肝炎 いのちの教育」等の配布について

令和8年8月以降順次、副読本「B型肝炎 いのちの教育」等が、昨年度に引き続き厚生労働省から全国の各中学校等及び各都道府県・市町村教育委員会宛に直接送付されます。

各学校において、当該副読本の追加分の送付を希望される場合は、次頁に記載のURL等から厚生労働省へお申し込み願います。なお、副読本のデータは厚生労働省ホームページにも掲載していますので、副読本の使用に当たっては当データも御活用いただけます。

2. 「B型肝炎 いのちの教育 実践事例集」の作成・公表・送付について

本年3月に、厚生労働省にて患者講義を取り入れた中学校における授業計画等をまとめた教員向け補助資料「B型肝炎 いのちの教育 実践事例集」が作成・公表されています。こちらも副読本「B型肝炎 いのちの教育」と併せて送付するとともに、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

3. B型肝炎ウイルス感染被害者の講義について

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、患者講義の希望がある学校に対して講師の派遣が行われています。希望される場合は、以下に記載のURLから厚生労働省へお申し込み願います。

周知元	周知先
都道府県教育委員会指導事務主管課	所管の中学校及び各学校を設置する域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会指導事務主管課
指定都市教育委員会指導事務主管課	所管の中学校
都道府県私立学校事務主管課	所轄の中学校及び学校法人等
附属中学校を置く国公立大学法人附属学校事務担当課	附属の中学校

※中学校は、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。

＜副読本の追加送付及び患者講義の講師派遣の申込フォーム（共通）＞

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei/



＜厚生労働省ホームページ（御参考）＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/b-kanen/index.html



※副読本「B型肝炎 いのちの教育」と「B型肝炎 いのちの教育 実践事例集」については本ページからダウンロードが可能です。

※患者講義について、本ページで受講した生徒の感想などを紹介しています。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
TEL：03-5253-4111（内線 2565）

※当該副読本や患者講義に係る問合せについては、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室に直接お問い合わせください。

厚生が発0727第1号
令和8年7月27日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長

】 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成いたしました。また、本年3月には新たに、これまで実施した患者講義を取り入れた中学校における授業計画等をまとめた教員向け補助資料として、「B型肝炎 いのちの教育 実践事例集」を作成いたしました。

学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員及び、各教育委員会に、別添の副読本、実践事例集及び「B型肝炎 いのちの教育ご活用のお願い」を令和8年8月以降順次送付させていただきます。

つきましては、これら関係機関において、教員への配付が円滑に行われるようご配慮願います。

なお、生徒用副読本については各校へ30部ずつ配布いたしますが、足りない分は各学校から当課B型肝炎訴訟対策室宛に申し込みをしていただく必要がございます。各学校において、生徒分の送付を希望される場合は、申込フォームをご活用いただきますようご周知願います。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施しています。

患者講義の派遣を希望される場合も、申込フォームをご活用いただきますようご周知願います。

(問い合わせ先)

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室 担当者：中島

電 話：03-5253-1111 (内 2101)

F A X：03-3595-2169



B型肝炎 いのちの教育 活用をお願い

副読本について、生徒分の送付希望がありましたら下記申請フォームを活用の上、お申し込みください。また、B型肝炎患者を講師として派遣できますので、副読本を用いた授業の実施にあたって、ぜひご活用ください。

厚生労働省では、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、中学3年生を対象とした副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成しました。

この副読本は、主に中学生を対象として、肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと、また、集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えることを目的としています。

この副読本の活用の参考となるように裏面に「活用の方法」も記載しておりますので、社会科や保健体育科などの学習や家庭学習等で、ぜひ積極にご活用いただくようお願いいたします。

生徒への配布を予定している学校・教員の皆さまにおかれましては、厚生労働省（B型肝炎訴訟対策室）より希望部数を送付いたしますので、下記申請フォームにてお申し込みください。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団においては、集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える活動（以下、「患者講義」という。詳細は別添の「B型肝炎患者による患者講義実施のお願い」を参照。）を行っています。この副読本を用いた授業の実施にあたって、患者講義の派遣を希望される場合も、下記申請フォームにてお申し込みください。厚生労働省より派遣の日程調整等をさせていただきます。

【留意事項】

副読本の送付の申し込みについて、希望部数や時期により送付までにお時間をいただく場合がございます。また、患者講義の派遣の申し込みについても、派遣希望時期よりも余裕をもって申し込みをいただきますようお願いいたします。

副読本のデータは厚生労働省HP（「B型肝炎訴訟」）に掲載しております。冊子の活用に加えて、ダウンロードの上、データもご活用いただいても問題ございません。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

【送付希望・派遣希望に関するお問合せ先】

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室 TEL : 03-5253-1111(内線 2101)

メールアドレス : bkan-inochi@mhlw.go.jp / FAX : 03 - 3595 - 2169

活用の方法

1 社会科（公民的分野）での活用

国による集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながる事が期待されます。この副読本は、社会科（公民的分野）の授業内での活用が十分に可能なものです。

2 人権教育での活用

B型肝炎ウイルス感染者は差別や偏見にも苦しんでいます。この副読本には、こうした声が掲載されており、人権教育の教材として活用が可能です。偏見や差別のない社会を作るにはどうしたらいいか考えることができます。

3 保健体育科（保健分野）での活用

感染対策は、正しい知識を持ち、適切に対応することが必要です。この副読本では感染症についてB型肝炎ウイルスを例に学べます。

4 授業外の時間での活用

授業で取り上げる時間がない場合でも、朝の会や帰りの会などの際、以下を参考にコメントを付しながらこの副読本を生徒に配布し、ご家庭での学習の際に活用することも考えられます。

この副読本を通じて、B型肝炎のことや、感染予防のこと、感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々がいること、被害者の方々の具体的な声などが学べ、偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返させないためにはどうしたらよいかを考えるきっかけになると考えられます。

B型肝炎って？

感染予防のための正しい知識を身に付けよう

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々がいいます。

B型肝炎被害にあわれた方々の声を聴き、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えよう

B型肝炎訴訟について知ろう

基本合意での国の約束

なぜ防げなかったの？

被害の教訓を未来に活かすために

私たちができること

B型肝炎訴訟について知ろう

1984年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を制定。この指針に基づき、集団予防接種が行われる。1985年 集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染が報告される。1986年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1987年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1988年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1989年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1990年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1991年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1992年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1993年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1994年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1995年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1996年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1997年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1998年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。1999年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2000年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2001年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2002年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2003年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2004年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2005年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2006年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2007年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2008年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2009年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2010年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2011年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2012年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2013年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2014年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2015年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2016年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2017年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2018年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2019年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2020年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2021年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2022年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2023年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2024年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。2025年 厚生省が「B型肝炎ウイルス感染予防に関する指針」を改定。

なぜ防げなかったの？

基本合意での国の約束

被害の教訓を未来に活かすために

B型肝炎って？

B型肝炎感染の予防のための正しい知識を身に付けよう

感染して？

感染予防のポイント

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々がいいます

私たちができること

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！



私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。

B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。

また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。

そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

『B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ること、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み』のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



- ・お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回お話していただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)
- ・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)
- ・話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)
- ・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)
- ・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2026年現在、様々な大学・高校・中学校等で、1,000回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約100,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者・遺族の語り 20分
- 救済の道のりや社会制度の説明 20分
- 質疑 10分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることを期待されます。

- 患者・遺族の語り 20分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20分
- 質疑 10分

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20分
- 患者・遺族の語り 20分
- 質疑 10分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

・実施場所: 貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容: 貴校のご要望に対応可
・対象人数: 不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先：厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111(内線2101)

E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、上記e-mailにてお申し込みいただくか、右のQRコードを読み取り申請フォームにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。

※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。



お願い

- お送りしている副読本については、主に中学３年生を対象としたものになります。
- 授業にご活用いただけるよう、お手数おかけしますが、
 - ・ 中学３年生をご担当の教員の皆様
 - ・ 社会科（公民的分野）の教員の皆様
 - ・ 保健体育科（保健分野）の教員の皆様
 - ・ 養護教諭の皆様
 - ・ このほか、人権教育等のご担当の教員の皆様まで配付くださいますよう、よろしくお願いします。
- 追加で生徒に配布するための副読本をご希望の場合は、下記申請フォームよりお申し込みをお願いします。
※Ｂ型肝炎患者を講師とする「患者講義」を併せてお申し込みいただけます。お申し込みされる場合、実施希望日から２～３ヶ月余裕を持ったお申し込みをお願いいたします。



URL:https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課 Ｂ型肝炎訴訟対策室